

改正

令和2年1月23日告示第10号

令和2年9月1日告示第246号

令和3年3月30日告示71号

木更津市街なか居住マンション取得助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、街なかの定住を促進し地域の活性化を図るため、木更津市街なか居住マンション建設補助事業補助金交付要綱（平成27年木更津市告示第188号。以下「マンション建設補助要綱」という。）に基づき、木更津市から補助金の交付を受けて建設されたマンションの住戸を取得した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、木更津市補助金等交付規則（昭和45年木更津市規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語については、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）の例によるほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション 1棟の建物に2以上の区分所有者が存する建物で、人の居住の用に供する専有部分のあるものをいう。
- (2) 住戸 マンションの各戸で、人の居住の用に供する専有部分をいう。ただし、非住宅部分を除く。
- (3) 非住宅 ポーチ、バルコニー、車庫及び別棟の物置等をいう。
- (4) 併用住宅 住戸と事務所又は店舗等を併せもつ住宅で、相互に行き来ができる構造のものをいう。
- (5) 定住 5年を超える期間継続して補助金の交付対象となるマンションの住戸に居住し、かつ、住所を有すること。
- (6) 新婚世帯 補助金の交付の申請時において婚姻の届出日が2年以内であって、かつ、夫婦の年齢の合計が80歳未満の夫婦を含む世帯をいう。
- (7) 近居 直線で2キロメートル以内の距離に居住することをいう。

(交付対象住戸)

第3条 補助金の交付の対象となる住戸は、マンション建設補助要綱第3条に規定する区域に存し、次の各号の全てに適合するもの（以下「対象住戸」という。）でなければならない。

- (1) 平成27年7月1日以後に法第6条第1項又は第6条の2に規定する確認済証（法第6条第1項又は第6条の2に規定する変更に係るものを除く。）の交付を受け、法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の交付を受けた日から起算して1年以内を取得し、かつ、取得した日から起算して6月以内に居住を開始したもの
- (2) 住戸の床面積が55㎡以上であるもの
- (3) 併用住宅の場合は、床面積の2分の1以上が住戸であるもの
(交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、対象住戸を取得したものであって、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、木更津市暴力団排除条例（平成24年木更津市条例第5号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員を除く。

- (1) 補助金の交付の申請時において、対象住戸に居住し、かつ住所を有する者
- (2) 補助金の交付の申請時において、世帯全員に市税の滞納がない者
- (3) 定住の意思がある者
(補助金の額)

第5条 市長は、木更津市街なか居住マンション取得助成事業補助金（以下「補助金」という。）として、20万円に次の各号に掲げる世帯に該当する場合は、それぞれ当該各号に定める額を加算した額であって、かつ、60万円を限度に交付することができる。ただし、1住戸につき1回限りとする。

- (1) 本市に転入する世帯 10万円
- (2) 本市内から転居する世帯のうち木更津市立地適正化計画における居住誘導区域以外の区域から転居する世帯（転居前の住宅が不適切な管理となる場合を除く。） 10万円
- (3) 中学校修了前の児童又は生徒を含む子育て世帯 中学校修了前の児童又は生徒1人につき20万円
- (4) 新婚世帯 20万円
- (5) 親世帯と同居する、又は近居する世帯 10万円
(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、木更津市街なか居住マンション取得助成事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて対象住戸に居住を開始した日から起

算して6月以内に申請しなければならない。この場合において、対象住戸が共有名義であるときは、当該共有名義に係る共有者のうち1人を代表者とし、共有名義同意書（別記第2号様式）により当該代表者が他の共有者の同意を得たうえで申請しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 世帯全員に市税の滞納がないことを証する書類（市税を課税されていない場合は、これを証する書類）
- (3) 対象住戸の登記事項証明書又はその写し等
- (4) 併用住宅の場合にあっては、対象住宅の面積が確認できる図面及び計算書
- (5) 共有名義である場合にあっては、共有名義同意書
- (6) 定住意思確認書（別記第3号様式）
- (7) 対象住戸に居住を開始した日以降に、電気事業者から発行された最初の「電気ご使用量のお知らせ」等、ガス事業者から発行された最初の「ガスご使用量のお知らせ」等若しくは水道事業者から発行された最初の「使用水量等のお知らせ」等又はこれらの写し等
- (8) 第5条各号に掲げる世帯に該当する場合にあっては、それぞれ該当することがわかる書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、1月1日から3月31日までの期間はすることができない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、補助金の交付・不交付を決定し、木更津市街なか居住マンション取得助成事業補助金交付・不交付決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が申請を取り下げるときは、木更津市街なか居住マンション取得助成事業補助金交付申請取下げ書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、交付決定の日から起算して90日以内又は交付決定の日の属する年度の3月20日（閉庁日の場合はその後の最初の開庁日）のいずれか早い日までに木更津市街なか居住マンション取得助成事業補助金実績報告書（別記第6号様式）に居住の実態がわかるものとして次に掲げる書類のいずれかを添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定の日以降に電気事業者から発行された全ての「電気ご使用量のお知らせ」等又は

これらの写し等

(2) 交付決定の日以降にガス事業者から発行された全ての「ガスご使用量のお知らせ」等又はこれらの写し等

(3) 交付決定の日以降に水道事業者から発行された全ての「使用水量等又はこれらのお知らせ」等又はこれらの写し等

(4) その他市長が必要と認める書類
(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の報告書が提出されたときは、必要に応じ現地調査等を行うことにより当該報告書の内容を審査し、適正と認めるときは補助金の額を確定し、木更津市街なか居住マンション取得助成事業補助金確定通知書（別記第7号様式）により、当該報告書を提出した者に通知するものとする。

(交付請求)

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、確定通知の日から起算して30日以内又は確定通知の日の属する年度の最後の開庁日のいずれか早い日までに、木更津市街なか居住マンション取得助成事業補助金交付請求書（別記第8号様式）を、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 補助金の交付は、口座振替の方法により行うものとする。

(対象住戸からの退去)

第13条 補助金の交付を受けた者は、対象住戸から退去するときは退去届（別記第9号様式）により、市長に届出なければならない。ただし、定住した場合は除く。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助金の交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 定住が実行されなかったとき。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めたときを除く。

(3) この要綱に違反したとき。

(4) 前号に掲げるもののほか、市長が取消しが相当と認める事由があったとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、木更津市街なか居住マンション取得

助成事業補助金交付決定取消通知書（別記第10号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合は、木更津市街なか居住マンション取得助成事業補助金返還通知書（別記第11号様式）により交付決定者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、市長が定める期日までに補助金を返還しなければならない。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年1月23日告示第10号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年9月1日告示第246号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、同日前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けたものに係る補助金は、なお従前の例による。

別記

第1号様式（第6条第1項）

木更津市街なか居住マンション取得助成事業補助金交付申請書

年 月 日

木更津市長

様

申請者 住 所 木更津市
氏 名
電話番号

印

木更津市街なか居住マンション取得助成事業補助金の交付を受けたいので、木更津市街なか居住マンション取得助成事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。
記

対象 住 戸	所在地	木更津市	
	名称及び号室		
	住戸部分の面積	㎡	
	区分	1 専用住宅	2 併用住宅 (住戸部分の面積 ㎡) (事務所等部分の面積 ㎡)
	所有状況	1 単独名義	
		2 共有名義	
		共有者住所	
	共有者氏名 (申請者との続柄)	()	
	検査済証 交付年月日・番号	年 月 日	第 号
取得年月日	年 月 日		
居住開始年月日 (電気、ガス又は 水道の使用開始日)	年 月 日		
加算項目 (該当する項目に ✓を付け、必要事 項を記載してく ださい。)	<input type="checkbox"/> 市外から転入	転居前の住所_____	
	<input type="checkbox"/> 居住誘導区域外から転居	転居前の住所_____ 転居前の住居の管理_____	
	<input type="checkbox"/> 子育て世帯	児童・生徒の人数_____人	
	<input type="checkbox"/> 新婚世帯		
	<input type="checkbox"/> 親世帯と同居 <input type="checkbox"/> 親世帯と近居	近居の場合 親世帯の住所_____	

添付書類

- 1 世帯全員の住民票の写し（市外から転入・居住誘導区域外から転居の場合は、前住所の記載のあるもの）
- 2 世帯全員に市税の滞納がないことを証する書類（市税を課税されていない場合は、これを証する書類）
- 3 対象住戸の登記事項証明書又はその写し
- 4 併用住宅の場合は、対象住戸の面積が確認できる図面及び計算書
- 5 共有名義である場合は、共有名義同意書（別記第2号様式）
- 6 定住意思確認書（別記第3号様式）
- 7 対象住戸に居住した日以降に、電気事業者から発行された最初の「電気ご使用量のお知らせ」等、ガス事業者から発行された最初の「ガスご使用量のお知らせ」等若しくは水道事業者から発行された最初の「使用水量等のお知らせ」等又はこれらの写し等
- 8 新婚世帯の場合は、婚姻の届出日がわかる戸籍謄本等
- 9 親世帯と近居となる場合は、親子関係のわかる戸籍謄本等、及び親の住民票の写し
- 10 その他市長が必要と認める書類

共有名義同意書

年 月 日

木更津市長 様

共有名義者 住 所 木更津市
氏 名 印
電話番号

私は、木更津市街なか居住マンション取得助成事業補助金の交付に関する一切の権限を、下記の者が行うことに同意します。

記

(申請者)

住 所	木更津市
氏 名	
電 話 番 号	
続 柄	

第3号様式（第6条第1項第6号）

第3号様式（第6条第6号）

定住意思確認書

年 月 日

木更津市長 様

申請者 住 所 木更津市
氏 名
電話番号

印

私は、今後5年を超える期間継続して補助金の交付対象となるマンションの住戸に居住し、かつ住所を有する意思を持って木更津市街なか居住マンション取得助成事業補助金の交付申請をします。また、下記のいずれかに該当し、木更津市街なか居住マンション取得助成事業補助金交付要綱第14条の規定により補助金の返還を求められたときは、すでに交付を受けた補助金を返還します。

記

- 1 偽り、その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- 2 定住が実行されなかったとき。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めたときを除く。
- 3 木更津市街なか居住マンション取得助成事業補助金交付要綱に違反したとき。
- 4 前号に掲げるもののほか、市長が取消しが相当と認める事由があったとき。

第4号様式（第7条）

木更津市街なか居住マンション取得助成事業補助金交付・不交付決定通知書

木更津市指令第 号
年 月 日

様

木更津市長

年 月 日付けで申請のあった木更津市街なか居住マンション取得助成事業補助金の交付については、下記のとおり決定したので、木更津市街なか居住マンション取得助成事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は、市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の意義申立てをした場合には、その意義申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式 (第8条)

木更津市街なか居住マンション取得助成事業補助金交付申請取下げ書

年 月 日

木更津市長 様

交付決定者 住 所 木更津市
氏 名 印
電話番号

年 月 日付け木更津市指令第 号をもって交付決定のあった木更津市街なか居住マンション取得助成事業補助金については、下記の理由により取り下げたいので、木更津市街なか居住マンション取得助成事業補助金交付要綱第8条の規定により届け出ます。

記

1 交付決定額 _____ 円

2 取下げの理由

第6号様式（第9条）

木更津市街なか居住マンション取得助成事業補助金実績報告書

年 月 日

木更津市長 様

交付決定者 住 所 木更津市
氏 名 印
電話番号

年 月 日付け木更津市指令第 号をもって交付決定のあった木更津市街なか居住マンション取得助成事業補助金について、木更津市街なか居住マンション取得助成事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

補助金交付決定額	_____ 円
備 考	

添付書類

- 1 居住の実態がわかるものとして次に掲げる書類のいずれかの書類（1種類でわからない場合には、2種類又は3種類の書類を添付してください。）
 - (1) 交付決定の日以降に電気事業者から発行された全ての「電気ご使用量のお知らせ」等の写し等
 - (2) 交付決定の日以降にガス事業者から発行された全ての「ガスご使用量のお知らせ」等の写し等
 - (3) 交付決定の日以降に水道事業者から発行された全ての「使用水量等のお知らせ」等の写し等
- 2 その他市長が必要と認める書類

第7号様式（第10条）

木更津市街なか居住マンション取得助成事業補助金確定通知書

木更津市達第 号
年 月 日

様

木更津市長

年 月 日付けで実績報告のあった木更津市街なか居住マンション取得助成事業補助金については下記のとおり確定したので、木更津市街なか居住マンション取得助成事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 交付確定額 _____ 円

注 この補助金の請求は、年 月 日までに木更津市街なか居住マンション取得助成事業補助金交付請求書（別記第8号様式）を提出してください。

第8号様式 (第11条)

木更津市街なか居住マンション取得助成事業補助金交付請求書

年 月 日

木更津市長 様

交付決定者 住 所 木更津市
氏 名 印
電話番号

年 月 日付け木更津市達第 号をもって額の確定のあった木更津市街なか居住マンション取得助成事業補助金について、木更津市街なか居住マンション取得助成事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農 協	本店 支店 支所
口座種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

退去届

年 月 日

木更津市長 様

交付決定者 住 所 木更津市
氏 名 印

私は、このたび下記のとおり対象住戸を退去しますので、木更津市街なか居住マンション取得助成事業補助金交付要綱第13条の規定により届け出ます。

記

マンション名称及び号室			
退 去 年 月 日			
退 去 理 由			
退 去 先 住 所			
退 去 先 電 話 番 号			
退 去 後 の 居 住 者	無		
	有	氏 名	続 柄
そ の 他			

第10号様式（第14条第2項）

木更津市街なか居住マンション取得助成事業補助金交付決定取消通知書

木更津市指令第 号
年 月 日

様

木更津市長

年 月 日付け木更津市指令第 号をもって交付決定した木更津市街なか居住マンション取得助成事業補助金については、下記のとおりその全部（一部）を取消したので、木更津市街なか居住マンション取得助成事業補助金交付要綱第14条第2項の規定により通知します。

記

- 1 取消した補助金の額 円
- 2 取消し後の補助金額 円
- 3 取消しの理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は、市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の意義申立てをした場合には、その意義申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第11号様式（第15条第2項）

木更津市街なか居住マンション取得助成事業補助金返還通知書

木更津市達第 号
年 月 日

様

木更津市長

年 月 日付け木更津市指令第 号をもって交付決定を取消した木更津市街なか居住マンション取得助成事業補助金について、下記のとおり返還するよう木更津市街なか居住マンション取得助成事業補助金交付要綱第15条第2項の規定により通知します。

記

- 1 返還金額 円
- 2 返還期限 年 月 日